

# 古文書勉強会

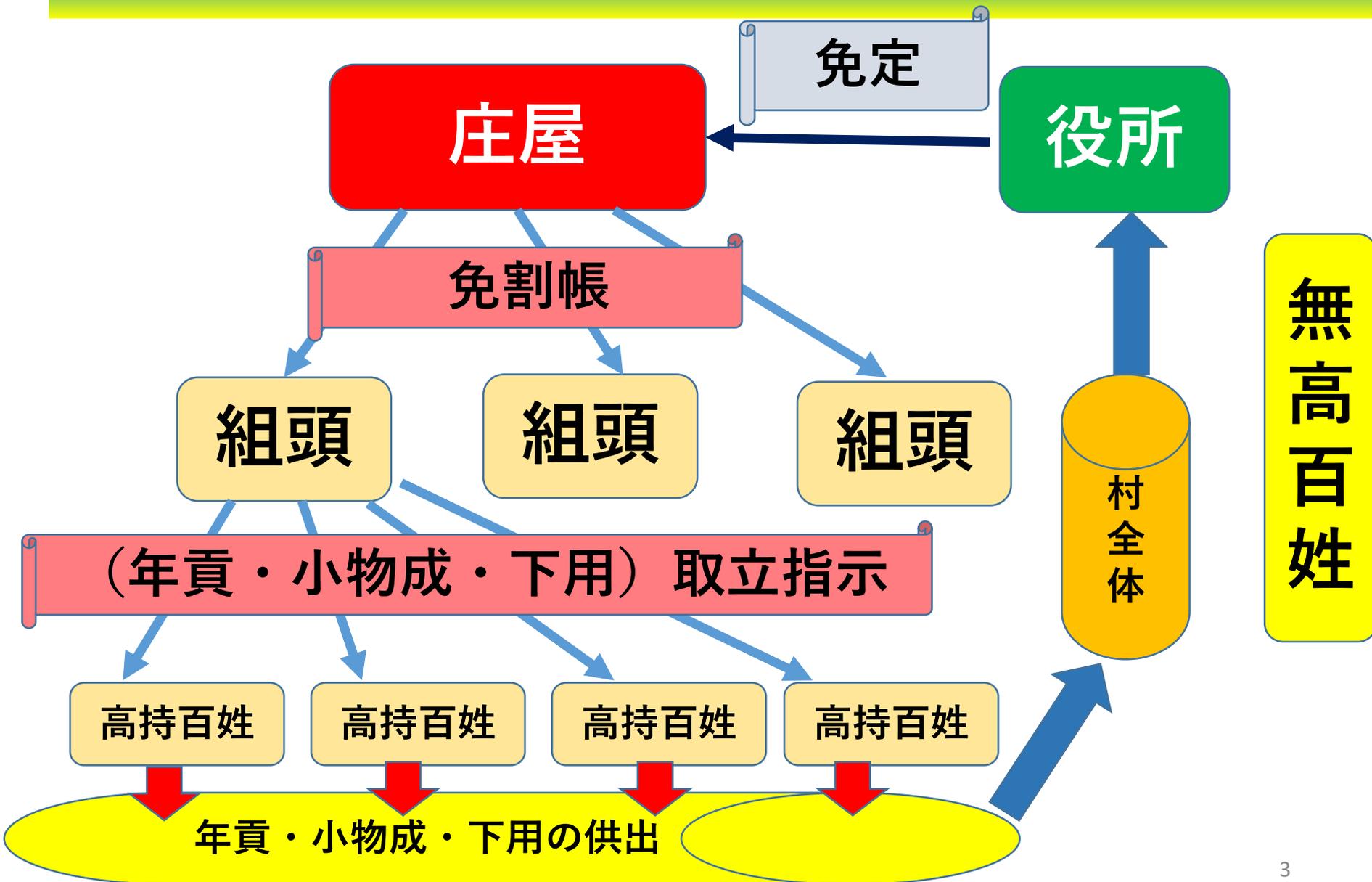
半田市立博物館所蔵文書の解読  
年貢と年貢や借金の問題解決文と  
長文を読む

令和3年1月23日  
半田市立博物館専門員  
柴田邦彦

# 目次

- 村の組織と年貢等の指示系統
- 年貢指図書「免定」
- 免割（取立免）
- 年貢の推移
- 年貢の負担のもめごと
- 年貢の領収書
- めずらしい話「埋蔵金」
- 江戸時代の脱獄事件
- 借金返却願
- 長文を読む

# 江戸時代の村方組織図と年貢指示の流れ



年貢の文書

村の年貢は、初めに藩から免定と称する年貢の指示書が届き、そこに記載された、田畑の種類毎の年貢率に従って百姓に年貢の供出を指示したと考えられる。

乙川村は、成瀬隼人正の知行地であり、免状は成瀬隼人正の役所「柳原御役所」から出された。

新田のいくつかは、尾張藩に直接年貢を納める仕組みもあり、年貢の指示書は2通りあった。まず、成瀬隼人正の免定を読みます。

免定

乙川村

一高千五百四拾三石三斗九升五合

同所替地新田

免定

乙川村

一三石五斗四拾三石三斗九升五合

同所替地新田

田畑の種類「本田、新田」毎に  
石高「米の基準取れ高」と年貢。  
年貢率が記載されている。

一高十六石三斗式升六合

一高拾石三斗式升六合

高合千五百五拾九石七斗式升壹合

高合千五百五拾九石七斗式升壹合

内

内

四石四斗式升三合

前々引

四石四斗式升三合

前々引

残高千五百五拾五石式斗九升八合

残高千五百五拾五石式斗九升八合

取米六百四拾式石六斗六合

取米六百四拾式石六斗六合

当亥方寅迄四ヶ年極免 高四ツ壹分式厘

注

数字の二は式と書く

数字の一は壹と書く

四ツ壹分式厘は、

年貢率 4 割 1 分 2 厘

当亥方寅迄四ヶ年極免  
高四ツ壹分式厘

同所 古新田

古新田

一 高百六拾九石三斗三升八合

二 高百六拾九石三斗三升八合

内

壹石貳斗七升八合

左 右 取 米 石 斗 升 合

残 高 百 六 拾 八 石 六 升

残 高 百 六 拾 八 石 六 升

前々引

前々引

注  
年貢率が異なっている  
高四割一分二厘  
高五割四分五厘  
理由は不明

取米九拾貳石貳斗九升

取米九拾貳石貳斗九升

当亥方寅迄四ヶ年極免

高五ツ四分五厘

高五ツ四分五厘  
高五ツ四分五厘  
高五ツ四分五厘

同所 内新田

同所 内新田

一 高拾九石貳斗九升壹合

一 高拾九石貳斗九升壹合

取米拾石六斗壹升壹合

元米拾石六斗壹升壹合

当亥方寅迄四分年極免 高五ツ五分取

此後  
之可  
也

同所 西新田

西新田

一 高貳拾五石九斗六升六合

一 高貳拾石九斗柒升壹合

内

内

壹斗

壹斗

前々引

壹斗

残高貳拾五石八斗六升六合

残高貳拾石八斗柒升壹合

取米拾三石八斗九升貳合

元米拾三石八斗柒升壹合

当亥方寅迄四ヶ年極免

高五ツ三分五厘

当亥方寅迄四ヶ年極免  
高五ツ三分五厘  
同所 午新田

同所 午新田

同所

午新田

一 高八拾七石七斗六升

一 高八拾七石七斗六升

取米四拾壹石七升弍合

元米八拾七石七斗六升

当亥方寅迄四ヶ年極免

高四ツ六分八厘

当亥方寅迄四ヶ年極免  
高四ツ六分八厘

同所 後西新田

同所

後西新田

注  
新田の名前は多くは、  
開拓された年の干支が、  
付けられた  
取米 = 年貢高

一 高七拾壹石四斗壹升四合

一 高七拾壹石四斗壹升四合

取米弍拾八石五斗六升六合

元米八拾八石五斗六升六合

当亥方寅迄四ヶ年極免 高四ツ取

当亥方寅迄四ヶ年極免  
高四ツ取

同所 亥新田  
田

一高拾壹石九升壹四合

一高拾壹石九升壹四合

取米五石貳斗貳升四合

元米五石貳斗貳升四合

注数字の書き方  
一は壹 二は貳  
十は拾 二十は貳拾  
と統一されていた

当亥方寅迄四ヶ年極免 高四ツ七分壹厘

当亥方寅迄四ヶ年極免  
高四ツ七分壹厘

同所 後亥新田  
田

一高二石壹斗七升貳合

一高二石壹斗七升貳合

取米壹石五斗四升五合

元米壹石五斗四升五合

当亥方寅迄四ヶ年極免 高四ツ八分七厘

為亥。寅迄。四ヶ年。極免。高四ツ八分七厘

同所 平地新田

同所

平地新田

一 高貳百四拾三石九斗六升五合

一 高貳百四拾三石九斗六升五合

取米百拾壹石四斗九升三合

元米百拾壹石四斗九升三合

当亥方寅迄四ヶ年極免 高四ツ五分七厘

為亥。寅迄。四ヶ年。極免。高四ツ五分七厘

平地 午新田

平地 午新田

一 高八石九斗九升

一 高八石九斗九升

取米四石四升六合

元米四石四升六合

当亥方寅迄四ヶ年極免 高四ツ五分取

当亥方寅迄四ヶ年極免  
高四ツ五分取

平地  
亥新田

亥新田

一高拾貳石壹斗五升三合

一高拾貳石壹斗五升三合

取米六石六斗八升五合

取米六石六斗八升五合

当亥方寅迄四ヶ年極免 高五ツ五分取

当亥方寅迄四ヶ年極免  
高五ツ五分取

右庄屋小百姓至迄立合以来言分

右庄屋小百姓至迄立合以来言分

なきやうに無高下致割符

なきやうに無高下致割符

急度可皆納也

急度可皆納也

嘉永亥十一月 水 瀬兵衛 印

右庄屋 小百姓 至迄立会 以来言分

高 藤右衛門 印

急度可皆納也

右庄屋小百姓至迄立会以来言分  
なきやうに無高下致割符  
急度可皆納也

右庄屋小百姓に至るまで立会せ以来言い分  
なきやうに「年貢を」高下なく割付いたし  
きつと皆納すべき也

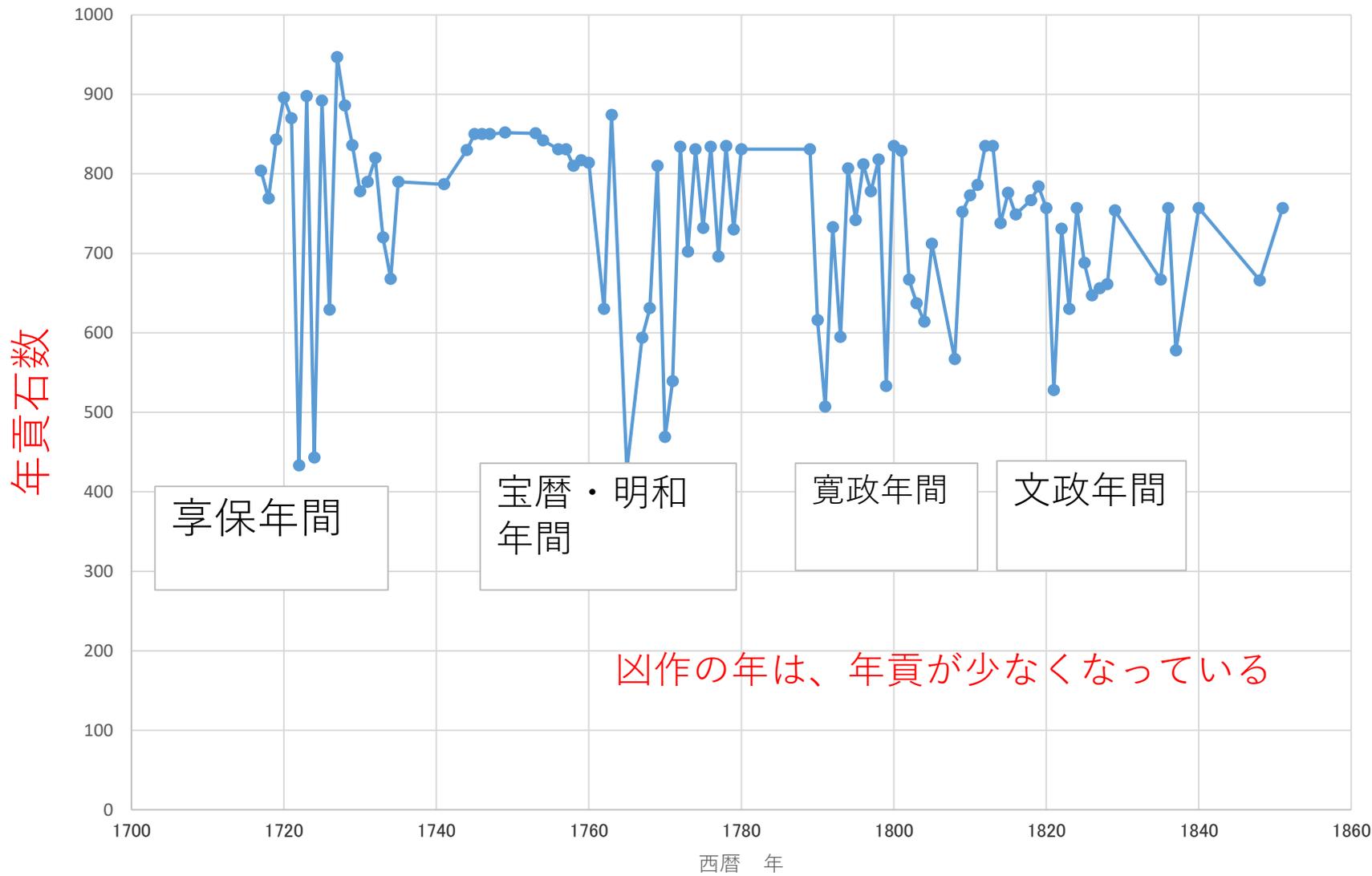
小百姓に対応する言葉・頭百姓

頭百姓は、地侍であった家系、元庄屋や組頭であった家系、石高の高い百姓など格の高い百姓、役職名ではない  
小百姓はそれ以外の百姓

右村 庄屋 百姓

右村 庄屋 百姓

# 乙川村年貢と豊凶

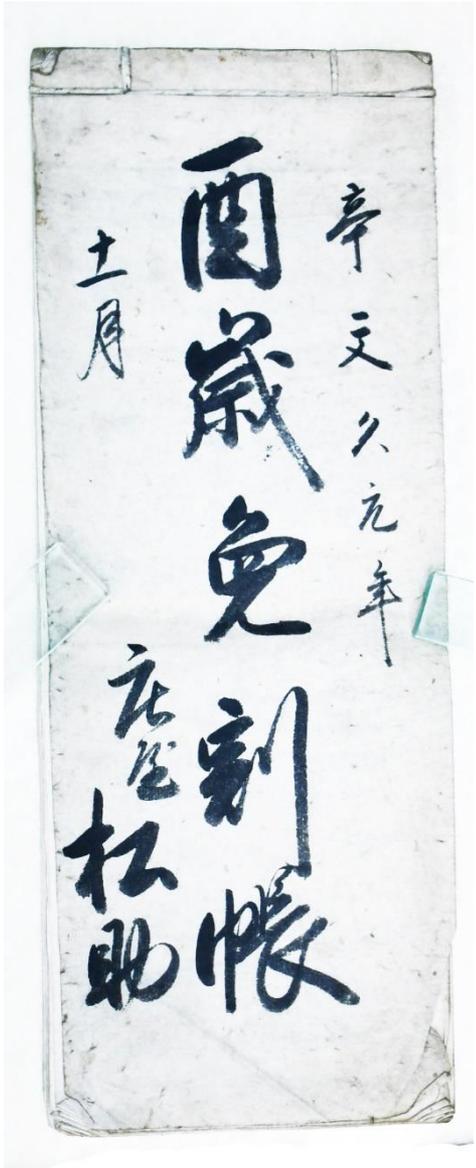


# 免 割

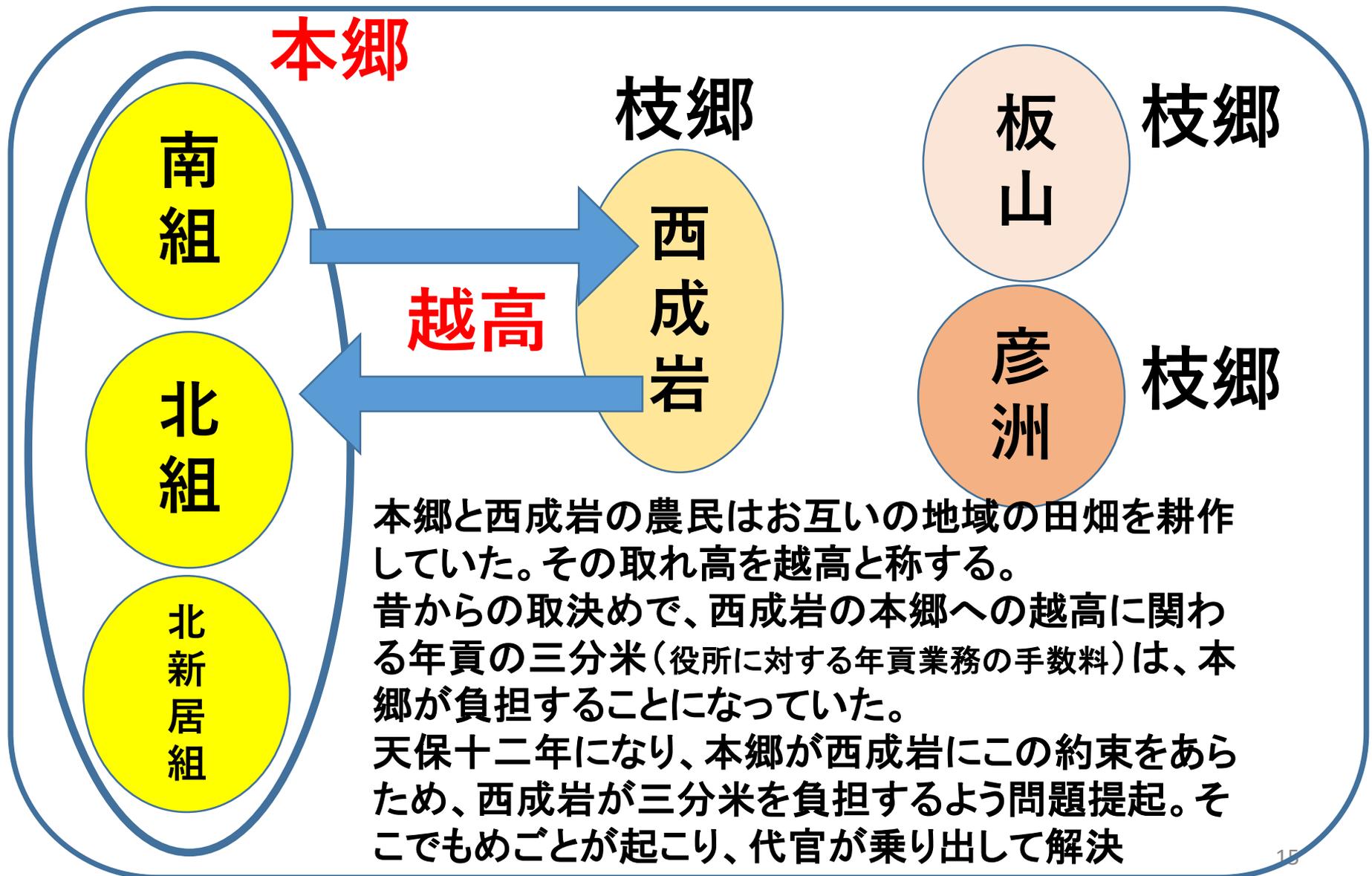
取立免

一	みりやう								
	印	松	古	古	古	古	古	古	古

×	取立免	五ツ五分	五割五分	五ツ五分	五割五分	五ツ五分	五割五分	五ツ五分	五割五分	五ツ五分	五割五分
	五ツ四分四厘	五割五分	五割五分	五ツ四分四厘	五割五分	五ツ四分四厘	五割五分	五ツ四分四厘	五割五分	五ツ四分四厘	五割五分
	五ツ四分五厘	五割五分	五割五分	五ツ四分五厘	五割五分	五ツ四分五厘	五割五分	五ツ四分五厘	五割五分	五ツ四分五厘	五割五分
	六割四分	五割五分	五割五分	六割四分	五割五分	五ツ八分	五割五分	五ツ八分	五割五分	五ツ八分	五割五分
	五ツ六分	五割五分	五割五分	五ツ六分	五割五分	七ツ七分	五割五分	七ツ七分	五割五分	七ツ七分	五割五分
	五ツ三分五厘	五割五分	五割五分	五ツ三分五厘	五割五分		五割五分		五割五分		五割五分
	亥新田	本 田	本 田	亥新田	本 田	巳新田	本 田	巳新田	本 田	丑新田	本 田
	酉新田	小 板 山	小 板 山	酉新田	小 板 山	寅新田	小 板 山	寅新田	小 板 山	古新田	小 板 山



# 成岩村の本郷と枝郷の構造ともめごと



# 西成岩文書 分米一件

## 本成岩と西成岩の確執

経過

本成岩と西成岩が越高の三分米「年貢の手数料」の負担について、争いがあった。

越高とは、地域を越えて所有する田畑の石高。

西成岩は本成岩に越高があった。以前よりの約束事で、本成岩は西成岩の越高の年貢にかかる三分米を負担していた。

ところが天保十二年と思われるが、本成岩はこの約束を破棄してほしいと西成岩に要求した。

西成岩は、昔からの約束であることを理由に要求を断つた。

本成岩は、役所に調停を求め、調停案は、腰高を生む田畑「の支配権」を西成岩が買うという内容であった。

しかし、西成岩は資金がないので一旦は調停案を断った。再度の調停案は、西成岩内の大西組が買い取ってもよいとの意思があり、大西組に買い取らせるかどうかというものであった。これだと、西成岩の土地の支配権が大西組に移るので、困るということで、

やむを得ず、借金して最初の調停案を受けることにした。その意思決定を役所に報告したのが左の文書となっている。

乍恐御請書奉差上候御事

今般分米一件二付過日御召出之節当組方本成岩江  
越高相成居候地所買取方之儀二付御嚴重御利解  
奉恐入候依而当組之儀も御利解之通金子  
他借仕候而成共地所買請可申候依之御請書  
奉差上候以上

及恐之御請書奉差上候事

今般分米一件二付過日御召出之節当組方本成岩江

越高相成居候地所買取方之儀二付御嚴重御利解

奉恐入候依而当組之儀も御利解之通金子

他借仕候而成共地所買請可申候依之御請書

奉差上候以上

寅閏七月

柳原

御役所

同	同	頭百姓	同	組頭	庄屋
和七	市兵衛	惣右衛門	又左衛門	庄七	松助

注：頭百姓：格の高い百姓

寅閏七月

柳原  
市兵衛

日	日	日	日	日	日
初七	市兵衛	惣右衛門	又左衛門	庄七	松助

乃聖之臨書也

今殺多亦一存... 此言亦如北... 乃聖之臨書也

...

...

初七 市 初七 初七 初七 初七 初七



今般分米一件二付過日御召出之節地所買取方儀ハ

金子不行届候当惑之趣奉申上候処左すれハ大西組へ

買取相成候共不苦旨御請書奉差上候様被仰付奉畏惣代之者

御請申置候夫二付御前畝高取調大西組へ相渡候様との御儀

勿論右地所弥大西組へ買取相成候ハバ永々右組支配高二被  
為遊候旨

此の御請書奉差上候様被仰付奉畏惣代之者  
御請申置候夫二付御前畝高取調大西組へ相渡候様との御儀  
勿論右地所弥大西組へ買取相成候ハバ永々右組支配高二被  
為遊候旨



此金錢他借取賄候而成共当組支配丈之地所ハ買取可申候  
 筈候嚴重御利解二付奉畏候得共以来御万端御百姓御取立之  
 思召を以御調相成候儀卜仕度仍而御請旁奉願上置候以上  
 寅閏七月

- 庄屋 松助
- 与頭 又左衛門
- 〃 庄七
- 頭百姓 惣右衛門
- 〃 市兵衛
- 〃 庄三郎
- 〃 儀平

柳原  
 御役所

今有在法... 爲此... 御役所...  
 此... 御役所... 御役所...  
 御役所... 御役所... 御役所...

御役所

柳原  
 御役所

松助  
 又左衛門  
 庄七  
 市兵衛  
 庄三郎  
 儀平

# 漢文風の返り点



無相違

有之

為差登

可皆納

不申

不苦

乍恐

奉差上

被下置

被為仰出

新田を別途で見取り、年貢を指示した例もあり紹介する

覚

乙川村

濱新田

乙川村

濱新田

Z111 4-222

一田畑貳拾九町貳反六畝拾九步

一田畑貳拾九町貳反六畝拾九步

定納米百四拾石二斗五合

一田貳町七反四畝拾步

同所

一田貳町七反四畝拾步

内内

田九反九畝拾貳步

戌見取

一田貳町七反四畝廿八步

川崎見取

一田貳町七反四畝廿八步

一田貳町五畝拾五步

卯見取

一田貳町五畝拾五步

一田壹町五畝拾五步

卯見取

一田壹町五畝拾五步 卯見取

一田壹町壹反壹畝廿九步

丑見取

一田壹町壹反壹畝廿九步 丑見取

一田四町七畝廿八步

後申見取

一田四町七畝廿八步 後申見取

一田壹町四反壹畝拾步

後卯見取

一田壹町四反壹畝拾步 後卯見取

一田畑貳町八反步

辰見取

一田畑貳町八反步 辰見取

一反數貳町五反三畝拾六步

同所見取

一反數貳町五反三畝拾六步 同所見取

×反數拾五町七反四畝拾八步

一反數拾五町七反四畝拾八步

当亥方卯迄五ヶ年 定納米四拾六石八斗五合

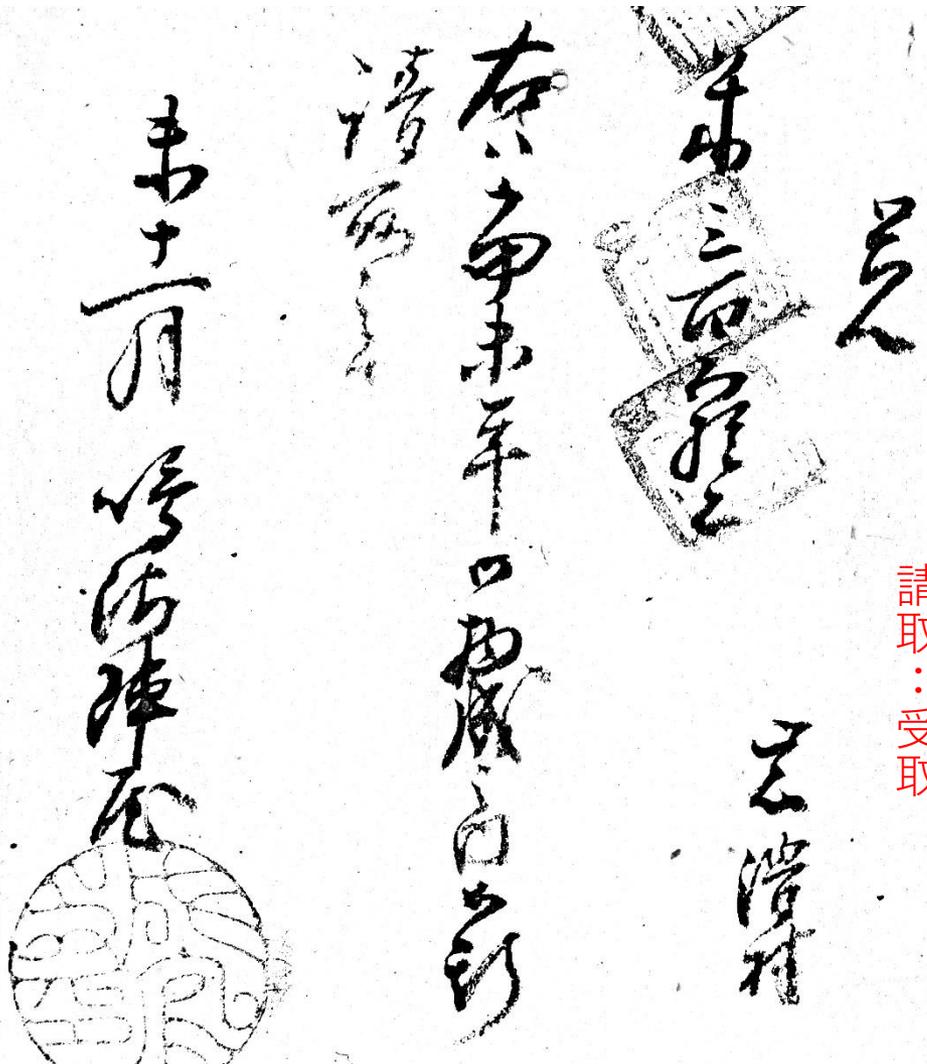
萬曆三十四年

定納米四拾六石八斗五合

同所

東廣新田

# 年貢の領収書



覚  
 岩滑村  
 米三百五拾石  
 右ハ当未歳御物成之内如斯  
 請取之候  
 未十一月 鳴海陣屋 印

物成：年貢の別名  
 請取：受取

現在の価値にして2千万円に対して、この程度の領収書

杉平之丞反知行所  
下徳志回村  
百姓孫輩の

成者候者申す申中目今迄  
杉平井之丞後決り杉井屋  
棹金九千本中勘對成候  
地頭所に行

多儀は杉上景永代孫輩の

杉平石次郎此下之由書力

以見漏土定候は左附右

之地不仕付吉徳城者申上

之居城端之由之由申上

力之由杉平右衛門先祖在

居城の由申上



松平主水殿知行所

下総吉田村

百姓孫左衛門

此者儀当七月中自分庭内江  
新規井戸普請致候處井戸底方  
棹金九千本堀出シ此段  
地頭所江御

松平主水殿知行所

下総吉田村

百姓孫左衛門

此者儀当七月中自分庭内江  
新規井戸普請致候處井戸底方  
棹金九千本堀出シ此段  
地頭所江御

公儀江差上候所永代孫左衛門江  
 五千石地面被下置帶刀  
 御免郷土客(格力)二被仰附右  
 之地所八往古結城春永公  
 之居城跡二有之候由書面二  
 有之尤孫左衛門先祖方住  
 居致候趣御座候

公儀江差上候所永代孫左衛門  
 五千石地面被下置帶刀  
 御免郷土客(格力)二被仰附右  
 之地所八往古結城春永公  
 之居城跡二有之候由書面二  
 有之尤孫左衛門先祖方住  
 居致候趣御座候

棹金壹本二付三千六百兩也  
凡八寸廻二長廿式尺八寸  
数九千本  
惣金高  
三千式百四拾万兩余  
右之通全二無相違御座候  
安政六年未七月

揮金金三萬兩有奇

凡八寸廻二長廿式尺八寸

数九千本

惣金高

三千式百四拾万兩余

右之通全二無相違御座候

安政六年未七月

# 東海道 駿府で牢破り事件 安政四年(1854年)

駿府（静岡市）の牢獄に

知多郡前山村（常滑）、松原村（知多市）大野村の人、三河、尾張、信州、美濃、備前、江戸、様々な地方の人が入牢していた。

安政四年十月二日に、脱獄（牢破り）を図ったが、多くは逮捕され、獄門の刑となった事件

当時、脱獄は極刑であったことが分かる。

脱獄犯の人名はさておき、その文書に添えられた文章を読み解きます。



海東親類傳村

才三也 着居老。

海中西井村

才三也 新石

知多親大社

才三也 友人也

海東親類傳村

才三也 原清備。

海東親類傳村

才三也 周也

之控人

多助四年

己十月二日夜半令

Handwritten text circled in red, including names and dates.

海東親類傳村

才三也

海東親類傳村

知多親大社

才三也

海東親類傳村

才三也

海東親類傳村

才三也

海東親類傳村

才三也

海東親類傳村

Handwritten text circled in red, including names and dates.

Handwritten text circled in red, including names and dates.



安政四年

巳十月二日夜三十人之者

申合夜四ツ時過頃方牢切

拔出候へ共御国之御いせいにてこもごも

間もなく召取れ中二も悪頭者と差向ら「れ」候

疵人之御役人瀕死手負之衆次々起ス

此内四人はり付但しかわらけ野にて御仕置

十三人引廻し打首但し牢屋敷にて也

然れ共かわらけ野にてさらし首にナ外有之也

外二八人ハ引廻しなしにて牢屋敷にて打首と申

残四人ハ未夕召取無之と申

安政四年

巳十月二日夜三十人之者

申合夜四ツ時過頃方牢切

拔出候へ共御国之御いせいにてこもごも

間もなく召取れ中二も悪頭者と差向ら「れ」候

疵人之御役人瀕死手負之衆次々起ス

此内四人はり付但しかわらけ野にて御仕置

十三人引廻し打首但し牢屋敷にて也

注

御いせいにて

ご威勢：人を恐れ

させる力

差向られ

さしむけられ

かわらけ野

地名か

仕置き

みせしめのため処

刑

然れ共

当然であるが

なりと

なりと

志の後人元ハ  
志の後人元ハ  
志の後人元ハ  
志の後人元ハ

志の後人元ハ

志の後人元ハ

志の後人元ハ

志の後人元ハ

志の後人元ハ

志の後人元ハ

志の後人元ハ

山住生ハ已下り也

お守り書ハ一人一人志者ニ在リ

の心を外ハ志者ニ在リ

お守り書ハ一人一人志者ニ在リ

右此御役人衆八

遠州大田ノ宿ニテ悪者類(頭)をとり手に向ひ候處

手負に合候と申

但し、悪者五人組ニテ東へさし則小鉄五郎申仕也

是方も甲州路入すん州之おきつ宿ニテ

召取ニ合候者共也依之一旦江戸へ飛かれて

当国へとう丸籠ニテ引れ入申候尤

取人衆二手向ひ候ニ付此度はり付けニ

行なわれ申候

大田の役人三流の

悪者類を  
大田の宿ニテ  
さうも二向ひ候

手負に合候と申

但し、悪者五人組ニテ東へさし則小鉄五郎申仕也

是方も甲州路入すん州之おきつ宿ニテ

召取ニ合候者共也依之一旦江戸へ飛かれて

当国へとう丸籠ニテ引れ入申候尤

取人衆二手向ひ候ニ付此度はり付けニ

行なわれ申候

大田の役人三流の

御仕置ハ巳十一月廿五日  
扱力牢番之御役人壱人悪者ニたばかられ  
のみ「鑿力」をかしたる罪によつて其後又候かわ  
らけニて打首ニ相成是氣之毒成事也

川はら土の所はたばかられ

お字あるは人悪者ニたばかられ  
の字を何れも罪をよむを後にみいかりけを  
お青におかき泉と毒の事なり

注

たばかられ だまされ の意

かわらけ は陶器の意であるので文意が通じない、  
文の かわらけ は かわら の け「土」であり、  
河原の土「の所」の意か

又候「またぞろ」 またまた、またしてもの意

尾張藩に調達金を上納したが、今困っているので、返済してほしい。元本の7割でよいので返してほしい。

乍恐奉願上候御事

天明八申九月調達

知多郡乙川村取扱

吉三郎

一金三拾両也

金九両拾式匁 天明九酉年方寛政子年迄

被下置候利足金

天明申十二月調達

一金三拾両也

同人

金七両拾式匁 寛政元酉年方同三亥年迄

被下置候利足金

利金拾六両壹分九匁

残元四拾三両貳分六匁

五長末長と申事

前中月調

知多郡乙川村取扱

不存也

吉三郎

金九両拾式匁

天明九酉年方寛政子年迄

前中月調

不存也

欠

金七両拾式匁

寛政元酉年方同三亥年迄

利金拾六両壹分九匁

残元四拾三両貳分六匁

右調達金之儀 是迄追々被下置候御利足  
 金遠元金御返シニ相立 殘金拾五ヶ年賦之筈ニ  
 被為仰出候趣奉畏候 然処当年之儀先達而  
 酒屋共方段々願上候通 此節酒屋共八大二  
 乱 江戸表方も一圓金子為差登不申 当節  
 諸拂必至与差詰甚以迷惑難儀仕候  
 依之恐多御願二八御座候得共 右之趣旨御勘考

右調達金之儀 是迄追々被下置候御利足  
 金遠元金御返シニ相立 殘金拾五ヶ年賦之筈ニ  
 被為仰出候趣奉畏候 然処当年之儀先達而  
 酒屋共方段々願上候通 此節酒屋共八大二  
 乱 江戸表方も一圓金子為差登不申 当節  
 諸拂必至与差詰甚以迷惑難儀仕候  
 依之恐多御願二八御座候得共 右之趣旨御勘考



右兩人御願申上候通相違無御座候間願之通  
被為仰付被下置候様偏二奉願上候以上

右村庄屋

平次郎

右五人御願申上候通相違無御座候間願之通  
被為仰付被下置候様偏二奉願上候以上  
右村庄屋  
平次郎

注 偏 ひとえ に